

第七回 参議院經濟安定委員會會議録第四号

(六〇六)

昭和二十五年五月一日(月曜日)

委員の異動

四月二十八日委員西川昌夫君辭任につき、その補欠として左葉義詮君を議長においは指名した。

本日の會議に付した事件

○外資に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○外資委員会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

○理事の補欠選任の件
午前十一時一分開会

○委員長(佐々木良作君) それでは經濟安定委員會を開会いたします。今日は第五四になると思ひますが、前回は二十七日にやりました、外資に関する法律案と、それから外資委員會の設置法案について提案理由の説明を聴取しました。続いて継続になつております。調査事件の未了報告に関する議決をやつて頂き、三番目には請願陳情の審査を願ひまして、政府送付の請願十二件を決定して頂きまして、それから最後に先程の二法案に対する……外資に関する法律案についての大蔵委員會との連合に関する議決をして頂いたわけですが、次いで四月二十八日に、この外資に関する法律案について大蔵委員會との連合委員會を開きまして質疑をやつたわけでありまして、連合委員會は二十八日の一回だけで、大蔵委員長との協議をしまして一回だけで閉じることになりましたけれども、日にちの関係がありますので一回だけで閉じる

ことにはいたしました。この經濟安定委員會でこの法案が引つかつておる限り、大蔵委員會の方も出て来て、どんどん質疑をして頂きたいということになつておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

今日の議題は、外資に関する法律案と外資委員會設置法案、この二法案についての質疑から始めるわけでありまして、早速質疑に入りたいと思ひます。二法案につきまして、先ず最初と言いますか或いは関連させられて結構ですが、この二法案につきまして御質問がありましたら、御発言願ひたいと思ひます。

○和田博雄君 委員長ちよつと……。

○委員長(佐々木良作君) 和田委員どうぞ……。

○和田博雄君 総括的なことから少し聴いて行きたいのですが、大体今までのこの外資導入というものは非常にまあやましく言われたのですが、これは予算委員會でもたしか資料を請求したように思ふのですけれども、實際上今までに外資が入つて来た部門です、産業部門……どういふ部門に入つたかその点をちよつとお聴きたいのと、それからもう一つは、私は、この第二次世界大戦後というものには非常に国際的な資本移動について、戦争前とは可なり大きな変化があつたと思ひますが、その中で殊にアメリカがいわば非常に世界の經濟をリードする形になつて来て、それでアメリカの資本が先ず出て行くのが恐らく大部分だろう

と私は思ふのですが、戦争前のようにイギリスが海外の資本をもう失つてしまつたような状態においては、主としてアメリカだろうと思ふ。アメリカの第二次大戦後の資本移動を見れば、やはりマシナル計画であるとか、そういったような政府の財政資金がむしろ出た行つておるのであつて、民間に形成された資本が投資されているという例は割合に少いと思ふのですが、そういう点についてアメリカ資本が一体終戦後、等第二次世界大戦後とそれ程投資されて、そうしてそれが投資された産業部門というものは、どういふ部門であるかというところについて何か調べがあるかとお聴きたいと思ふ。私の知つてる範囲においては、大部分は石油、ガソリンを賣つて投資されて来たのではないかと思ひます。その民間資本の投資された部門はどの部門であり、金額はどのくらいであり、それからアメリカの民間において形成された資本額の何%くらいまで占めておるのか、その点若しもお調べがあればお聴きたいと思ふのです。

○國務大臣(青木憲義君) 只今和田委員のお言葉のように、私も第一次大戦後のアメリカの投資なり英國の投資というふうなものその後の状況について考へて見まして、又第二次大戦後、只今のお言葉のように政府が外国へ投資する、アメリカ政府がいろいろ計画を出すというふうなことはいろいろ御説のようにあると思ひますが、民間投資が海外のどの市場にも頻繁

に出ておるといふふうには私も考へません。それは御承知の通りだと思ひます。ただ問題は今後海外投資がどんな形で行われるかといふことの問題と、殊にこの民間投資がどんなふうな形でどの方面に投資され、或いはどんな形で移動して行くかといふような問題になると思ひますが、只今外国への民間投資についての数字を私自身が持つておりませんが、若し分つておれば又政府委員からお答えいたします。

ただここで我國に対してどんなものに投資されておるかといふことでございしますが、これは御説のようにはやはり石油関係、カルテックスと日本石油外二件、それから造船機械工業関係、ズルツァー・ブラザーズの三菱鋁業その他七件、それから電気工業関係、I.S.E.と住友電工他一件、それから化学工業関係、J.R.ガイギと保土ヶ谷化学その他、それから観光事業関係で日活国際会館、大体十八件、そういうもの、それからその十八件のうち資本の提携が五、それから技術導入が九、それから資本提携並びに技術導入が四というふうなことに大体なつておりますが、アメリカの民間投資が第二次大戦後どれだけの割合で投資されておるか、政府資本金の投資に比較してどんな状況にあるかといふようなことは、ちよつと私は存じておりませんので、分りさえすれば又あとからお答えいたします。

○政府委員(賀屋正雄君) 只今長官の方から終戦後のわが国に対する海外投資、投資と申ししましても、現実に資金の形で入りました投資は殆んどないわけでありまして、多くは技術援助契約或いは株式投資といふような形で入つておるのでありますが、その産業別の主な部分を御説明したわけでありまして、御質問のアメリカの海外投資、殊に民間の投資の状況につきまして資料等が余り完備いたしておりませんので、詳細のことは分りかねるものであります。お説の通り一九四五年から四九年までの間、第二次大戦の終戦後でありまして、直接民間投資は約十七億ドルと言われておりますが、そのうち大部分、八〇%くらいに相当いたします十三億ドルが石油関係の投資という数字になつておるのであります。これがアメリカで形成されます資本のどの程度に当るかという数字はちよつと持ち合せておりません。それから産業別につきましては、一九四八年末の産業別の投資の現在の数字がございまして、これはやはり民間の直接投資だけでございまして、総額が百十四億ドルに達しております。内訳を申し上げますと、製造工業がそのうち三十六億ドル、石油鋁業が三十一億ドル、それから鋁業、マイニング、それと精錬業が十一億ドル、それから農業が六億ドル、公益企業が十三億ドル、その他が十七億ドル、合計いたしまして百十四億ドル、こういう数字になつております。

○和田博雄君 今のこの民間資本への海外投資が、大体十八億ドルというお話をすね、その十八億ドルでまあ〇〇%が石油関係ということになつて来る、投資先というものは大体において、ヨーロッパの石油のある地帯より外ない。いわゆる東洋市場に対する民間投資というものは殆んどなかつたに等しいと、こう言つていいと思いますが、大体そうなんですか。

「委員長退席、理事帆足計君委員長席に着く」

○政府委員(賀屋正徳君) 大体お説のように私共承知いたしております。

○和田博雄君 ですから私は、このアメリカの民間投資の総額が、今お話になりましたが、大体そうだと思うのですが、民間投資の国民所得に対する割合というものは、アメリカにおいても非常に不安定であつてですね、大体今の何から行けば一四・五%くらいであれば余程いい方じゃないかと思うのですが、その中でも特に海外投資は非常に少い状態だと私は思う。そこに持つて来て、日本の今の経済の状態から言つて、この法律の提案理由を見ますと、日本経済は漸く安定の段階に来て、相変らず私は貨幣的なスタブライゼーションだけを取上げておるのである。実際の経済自体が安定しているのはなへて、非常に不安定であるという状態にあつたことは、今までにこの国会の予算委員会においても、本会においても、あらゆる委員会における討論においてはつきりしたと思う。殊に日本の市場というものが、これは資本の立場から見ても、非常に狭隘な市場であることはつきりしておるのである。それが今度のこの法案によつて

ただ送金を確実にするといふだけのことで、一体どのくらいの資本が日本に導入され得るのか、而も今までの実績によれば大部分がいわゆる設備資本として入つて来たものではなくて、株式の方に一部使われている。或いはそうでなく商業の資本が大部分のような御説明なんです、そのこの見通しは政府としては、この法案を作られるときにどういふようにお立てになつたのか。それからもう一つは外資導入といふものは、これは結局日本の経済復興の場合に日本の国内において、蓄積される資本の投下と、それから貿易によつて得られるところの資本、そういうものの一体になつて日本の産業復興といふものに役立たなければならぬものだと思ふのです。そうすると産業復興なり何なりについて、やはり政府としてきちつとした資本投下の見通し計画といふものがあつて初めて入つて来た外資導入といふものが意味をなすのであつて、そういう点についてこれは何らの資料も提出されてないし、政府のお考えも、この法案自体のなかにも御説明のなかにも述べられていないのですが、そういう点は一休どういふふうにお考えになつてゐるか、簡単に御説明願ひたいと思ふ。

○國務大臣(青木幸義君) 御承知の通り、外資委員会が昨年の三月出発いたしました、そしてその後の経過から見ましては、殆んど今申し上げましたように、又第二におつしやいますように、余り目ぼしい投資といふものはございせん。併しながら、終戦後すでに足掛け五ヶ年ということになるのでございますが、その間の国内のあらゆる経済的、社会的、或いは文化的と言

いますか、いろいろな面の諸情勢といふものは、段々落着いて来たといふことについては、これはまあ否定することのできない事実だと思ふのです。各般の情勢から考へて参りまして、われわれは経済についても安定の軌道へ乗つて来たといふことを言つておるのであります。その與えられた諸條件といふものから考へて見た、いわば比較的な問題といふことになると思ひますが、いづれにいたしましても、今後のこの日本への投資という問題は、これは日本の信用状態と言ふか、この経済情勢といふものが段々回復するに従つて、或いは秩序が整つて来ることによつて、外国の投資者の不安といふようなものが除去されたり、或いは利潤についての継続性とか、或いは投資の安全性といふものが確保されて行くといふことにならなければ、なか／＼思ふような外資の導入といふこともむずかしいとは考へておるのであります。

○和田博雄君 今世界で戦争に負けて、占領されている国が相当あるのですが、そういう被占領国で、国内法でこういう法律が今この国にありまつか。

○國務大臣(青木幸義君) これは恐らく世界から見ますれば劃期的なことであつて、こういう法案を作つておる国はなかりうと思ひます。併しイタリーでは一九四八年の四月に外資導入に関する政令を制定いたしております。それから大体その他は為替管理に関する法律で行われておると存じております。

○和田博雄君 私はこれは為替管理はすべての国が持つておるし、一番嚴格な取締をしておると思ふのです。それは各国が何と言つても自分の国を輸出振興によつて復興して行くためには、これは為替管理といふものは是非必要だと思ふ。併しこういう外資を導入する、而もその外資について、これはあるとて法案の内容を検討すればすぐ分るのでありますが、非常な特権を與える。日本

すが、この法案といふものは、そうすると政府が自分で提案されて、そして實際上お作りになつたのですか、それとも何か向うからサセクションでもあつて、お作りになつたのですか、どうなんでしょう。

○國務大臣(青木幸義君) これは政府としては、政府の責任を以て作つたものでございまして、勿論論議も話をしていただきましたことは、この法案を作ります間の経過としては、そういうことはございまして。併しながら政府が責任を以てこれは作つたものでござい

○和田博雄君 今世界で戦争に負けて、占領されている国が相当あるのですが、そういう被占領国で、国内法でこういう法律が今この国にありまつか。

○國務大臣(青木幸義君) これは恐らく世界から見ますれば劃期的なことであつて、こういう法案を作つておる国はなかりうと思ひます。併しイタリーでは一九四八年の四月に外資導入に関する政令を制定いたしております。それから大体その他は為替管理に関する法律で行われておると存じております。

の外貨予算が赤字になるようなときでさえ尚且つ優先的にして行くといふようなことは、恐らく国内法でも例はないと思ふ。例はなくてもこういうことをやるとすれば、講和條約が結ばれたあとで、條約で当然私はやるべきであつて、こういう意味から言つても国内法という形を採ることがむしろ私はおかしいのじゃないかという気がするのですが、その点について、これを作るときにそういう法の形式、この内容を盛るべき形式なんかの点について、政府としては一休お考えになつたことがあるのですか。

○國務大臣(青木幸義君) そういう問題についても全然考へなかつたといふことではございせんが、現に日本は御承知の通り被占領国の状態にあります。従つてやはりこういうものがそういう場合においては必要であるのだといふことからこれを作りました次第でござい

○和田博雄君 どうもはつきりしないのですが、外資を導入するといふことが、外資が今の日本の復興にとつて必要であるといふこと、それからその外資を一体日本として導入する場合に、どういう受入態勢でこれをやるかといふことは、私は全く別だと思ふのです。そこが問題なんであつて、ただ外資の導入が必要だから何でもいのだ、こういうふうには私は結論が出ないと思ふのですが、その点は多少意見になりますから、これ以上は追究しません、非常にさういふ点について、こんな大きな影響力のある法律を作る場合には、政府としては余程やばり国の自主性といふことをお考えになつて然るべきだと思ふのです。経済の

面から来る、そういう自分からの自主性の放棄ということ、これは僕はできるだけ政府としては避けて貰いたい、僕等としても避けるべきではないかと思ひます。その点についてはいろいろ質問のときにやりますが、先にいろいろ質問がありますので、私はここでもつと質問を続けて行きたいと思ひます。

もう一つ私お聴きたいのは、政府は、この前外国為替管理法を出されたときにも私注意したのですが、あれだけの大きな国家経済を支配するような法案を出されて、而もその審議期間というものは非常に短かつた。殊に法案自体の内容を見ても、政令に殆んど委ねられていて、政令がそのときは殆んど準備ができていなかったと私は思ふのですが、そのときでもまだ、ローガン構想によれば輸出が振興するということと政府は強弁された。われ／＼としてはそのときに、ローガン構想による輸出先行主義というものは、日本の今の置かれてある状態、殊に日本の貿易状態が非常に悪くて、貿易の状態におかれてあるときに到底これでは行かないのだ、必ずそこに輸出が停滞するし、ローガン構想は破綻することがあるということを私は質問の形で申上げて、政府はお聴きにならなかったのですが、案の通りローガン構想による輸出は或る限界まで来て、むしろ破綻に瀕している。例えば或る国々には出超であつたものが、むしろ入超になつて赤字になつていて、而も入つて来てゐるものが売れずに滞貨として残つてゐる、こういう形になつてゐるのである。度外資導入というものを考える場合におきまして、私はやはりそのこ

とところは日本の国として外資を本格的に日本の産業の復興に受入れるべきはつきりした態勢を持つのでなくしては、これは資本というものが第一入つて来ないし、入つて来て役に立たないと思うのですが、そういう意味から言つて、今度のこの外資に関する法律はむしろ受入態勢がなくなつて、どう言ひますか、非常に物を欲しがつてゐる子供が何でも言うことをきくような形の内容になつてゐると思ふのですが、こういうことは、政府としては資本の導入に安定してくれば外国の資本というものは、その国が必要なら、市場として価値があれば、実は資本というものは、そういう方へ自然に流れて行くので、そういう点から見ても、今度の法案の内容がむしろ私を言ひしむれば余りに譲歩し過ぎておると言ひ、外資を余りにも優先し過ぎて、たゞ海外送金だけを確保するという点に集中しておるようによつて考へられて、この外資導入と日本の経済復興との関連というものが資料としても何もはつきりしてゐないのですが、むしろ政府としてこういう案を出される場合には外貨予算を当然お組みになるのだし、一体どの程度の外資導入というものを予定されて、こういうものを組まれるのか、それが産業復興についてどういふ関係に立つのかということについて、もつと具体的な構想なり、何なり言ひ、これは本當言ふとこの法案の審議が私には實際できないのじやないかと思ふので、たゞ外資を入れるためにこういうものをやるのだ、その外資がどの程度に入つて来るのだという予定がここに何ら示されてゐない。これが仮に通つ

た場合に、第一四半期にどのくらい入るか、年間を通じてどの程度のものが入るかという見通しなり、そういうものの一体具体化されたものがあるのかないのか、その点は一体安本長官どういふふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(青木孝義君) この全体の條項を通じて御覽を頂きますと、外国資本は如何なるものであつても悉くわれ／＼はこれを受けた、こういうのでないことは御承知が願へると思ひます。と申しますのは、第一條の條項は何と言ひましても日本の経済の自立ということ、その健全な発展である、或いは國際收支の改善ということを考えておるのであります。決して野放図にどんなに日本の経済の自立を阻害すると思へるものでも無理に入れる、いわば餓鬼が食を欲するがごときものだといふようには自分達は考へておりませんので、その点につきましてもここに、第二條におきましては届出と認可の制度ということとを原則として採つておる形になつております。十分吟味をいたしましてやる。認可制を行なつて行くといふことに相成つておりますから、やはりこれは受入態勢、いわゆる準備態勢である、こういうことになると、この意味において申上げることができると思ひます。従つてそれならば、こういうものができたから直ちにどれだけの、どんな外国の民間投資があるか、こう言われても、それは相手方のあることでございませぬし、相手がこゝへ投下して有利であるかどうか、安全であるかどうか、そして而もこの資本が予定通り

に投下され、利潤が挙がるかどうかというふうになるものでなければならぬといふことを原則といたします経済的の原則から考へて見ましても、日本に資本を投下して不利益であるものを向うが投下するといふことは先づ一応考へられませぬ。従つてどうしてもそういう場合における條件といふものは投下する人にとつて内国で資本を投下するよりも有利であるといふこと、同時に安全であり、そしてそれがこの利潤、いろいろな意味において有利であるといふことが考えられなければ、自分の資本を無暗に外国に投下するといふものでないことは御承知の通りであります。これはやはり日本としても外資を導外したいと思へば、いふやうな一応態勢を整えて、その準備態勢をいたしまして、当然かような方からこれをいたしたいのでございまして、今、それならばこれができたら直ちにどういふものが外国投資があるかという御質問がございましたけれども、今直ちにお答えするといふことはできませんが、ともかくも昨年から今年にかけての経験から見まして、こういう準備態勢を整えることによつて外国の人々も余り大きな不安なしに日本へ投下することができるといふやうな意味は当然考へられると思ひますので、そういう考へでこの法案を作りました次第でございまして。

○和田博雄君 私は外資導入について一定の標準を設けて、そしてその間に選択をするといふことは万般承知しておるのです。それは当然のことです。日本が外資を導入するのに、今、今のように復興をやるうとしてお

る場合に、何でもかんでも外資を導入しようといふことを言つておるのではない。ただわれ／＼がそういう一定の標準を設けて外資を導入する以上、その入つて来るところの外資といふものが一体どういふ方面の外資を最も欲し、それがどの程度の見通しがあり、やはりこれによつてどれだけのものが入つて来るかといふことについては、政府としては、少くともそういう法案を出す以上は、それについては或る程度の見通しをしなければ、ただ法律を作つたといふことになるのであつて、それ程これらの法律を作る緊要性がないといふところを言わざるを得ない。それをお聴きしておるのですよ。今の説明を聴いておると、それがどういふものが入つて来るか分らん、こう言われるのであるならば、これはもうそれ以上私は言へませんが、ただこういふやうな点はどうなりますか。一応選択をするとして、この日本の今度には資本家の立場に立つて見て、それから或る産業部門の余り外資を欲しないものと、そうでなくて非常に外資を欲しておるものとがあると思ふ。それは資本家の立場に立つて考へる場合に、そういう議論が出て来る。日本の場合に産業別にどういふ場合が一番外資の導入を欲しておる部門ですか、今の場合においては……。

○國務大臣(青木孝義君) これはいろいろございまして、例えば今入つておられますやうなものから見て、日本の現状の、つまり蓄積された資本の現状から見て、何とかして設備資金であるとか、そういうものを得たいといふやうなものが多々あると思ひますが、併しながら主にそういう方面では重

要な産業が欲するものというふうには考
えませんが、その外に、例えば日本の開
発計画というふうなものが立ちまし
て、仮にこれが商品として認められる
というふうな情勢でありますれば、そ
れは是非共そういった方面にできるだ
け長期の資本を欲しい、これはこちら
の希望であります。それからその他
に、それ／＼の企業におきまして、外
国資本を得ることによって更に生産を
増強することができる、設備の改善を
することができる、或いは又技術の改
善を行うことができるというふうな意
味で技術援助契約を締結して行くとい
うように、各般の問題になつて参りま
すので、一口に外資と申しまして、
それが必ずしもそういうフアンドで来
るといふものに限つたものでもござい
ませんし、又近く日本が外国の在外事
務所ができて、そうして外国の事情も
だん／＼分つて来る、又今後共南方へ
もそういうふうなものができて来るこ
ういふようなことになれば、海外の事情
も明白になつて来る。又海外にも日本
に対する戦後の事情が明白になつて来
るといふような役割も、これは関連的
に当然果して行くといふことにもなる
と考えますので、だん／＼と産業に資
本が入つて来るだろう、入つて欲しい
といふことだけではない、やはりこれ
が広汎な意味を持つて顕現して来るも
のと考へておる次第であります。

○和田博雄君 御答弁に不満足な
ですが……私は外資を導入する
に、政府が今言われたように、或る一
定の標準を以て外資について選択する
といふことは、日本の産業について
は或る一定のやはり日本として望まし
い産業構造を想定されて、そうしてそ

の立場に立つて僕は選択するだろうと
思う、でなければ外資選択は意味をな
さん。だから今実際日本の産業界で
産業界充実の立場に立つて、鉄鋼なら
鉄鋼、紡績業なら紡績業、こういうた
ものが本場の……技術屋というのとは別
として、本場の意味の外資導入を要求
しておるのかどうか、一体どの産業部
門がこういう形態の下における外資導
入といふものを要求しておるのか、そ
の点については政府として民間側の意
向を聴くなり何なりすればはつきり分
ることなのであつて、そういう点につ
いてはどういうふうにお考えになつて
おるのか、その点をもう一遍はつきり
して置いて貰いたいと思うのです
ね。

○國務大臣 青木孝義君 この外資の
導入に對します外資委員会における
一つの考え方、そういうものは外資の
その性質の如何によつて考えるといふ
ことになつておりますので、これは従
来検討して参りましたような考え方
基礎になると思ひますし、又何と申し
ましても日本経済の樹立といふことは
われ／＼として考へて行かなければ
ならんことでもありますので、そういう
意味で、何もこちらからあつた、こ
うだと言つて、こういうものには入れ
られども、こういうものには入れん、
こういつたことをその企業別に一々分
けるいふこともできにくいものであり
ますし、又四囲の情勢によつて変化す
る部分が多分にござりまするので、勿
論やつておられます経験的に言へば、
やはり向うから投資し易いもので而も
わが国がこれを欲するもの、そういう
ものを……わが国が欲するもので而
も投資し易いもの、逆に申しまして

も……、そういうことで私共は行ける
と考へておるのであります、若しこ
ちらが一応そういうことを決めまして
も、現在の日本の状態で直ちに決めた
ものが当然外国から来るというふうな
こと、或いはそれに努力するというこ
とは……、決して努力を惜しむもので
はございませぬけれども、はつきりと
決めてかかるというふうなことは、な
かなか現在の情勢としては困難だと思
うのであります。

○和田博雄君 そうですね、この八條
を御覧になれば分るやうに、外資委員
会又は大蔵大臣が許可、認可をするこ
とに基き、決めるのであるのです。そ
れには抽象的に「直接又は間接に國際收
支の改善に寄與すること」「直接又は
間接に重要産業又は公益事業の発達に
寄與すること」「重要産業又は公益事
業に關する従来の技術援助契約の更新
又は継続に必要であること」といふ一
応の基準があるわけですが、この基準
から言つて見ても、政府として一応の基
準によつて外資委員会が選択して行
く。それと同時にやはり日本の産業面
からはむしろ外資は必要じゃなくて、国
家的な資本で保護育成して行こうとする
ものといつたものがあるのです。だか
らその点から、どうも青木さんの答弁
は、事情が変更して行くから分らんか
ら、それは何とも言へない、こう言わ
れるのだけれども、どうも私はそのこ
ろが安本長官としては少しどう
かと思ふのです。というのは、政府は、
政治を見ていても日本の経済は非常に
安定して来た、こう言つておられる
のです。その安定して来たと言われ
ることは、貨幣的には殆どインフレー

ションが止んだといふことなのです
よ。併しインフレーションが止んだこと
と、日本の将来の産業構造……、日本
の将来の産業といふものを向上させて
行くといふことは、これはやはり別
だと私は思ふ。外資導入とはそういう
経済復興なり何なりに役立つたための
外資導入であらうと私は考へてゐるの
ですが、そうなるかと政府として
は大体どの産業に最も外国資本を望
むか、或いは民間側としてはどうい
うのが最も今欲求が強いのか、それは或程度
こういう何をすれば入つて来る見通し
があるといふこととか、そういう点につ
いて何にも考えずにこんな法案を出され
たのか、われ／＼としては非常に迷惑
極端なんです。實際この審議の短い時
間にこれだけの法律を通すことは非常
にむづかしいと思ふ。経済的背景が
非常に廣大であるだけに、普通の簡單
な法律じゃない、これを読んで形だけ
で言へば非常に簡單だとも言えるので
すけれども、この法案の中には為替管
理の問題もあれば、輸出貿易の何であ
れば、日本の国全体の産業構造の問題
が潜んであつて、私は非常にそれは複
雑な法律だと思ふのです。それだけ
にやはりそういう点については、政
府としては具体的なものをもちつと持
ておられて答弁して頂かんと、これは
抽象的な言葉を交すだけで審議に私は
ならんと思ひますが、そういう点で非
常に今の御答弁私不満に思ひます。私
はもう質問を止めます。晝からやりま
すよ。これじゃ話にならん。午後から
やります。

○理事(帆足君) それではどなたか
から続行願ひます。

○稻垣平太郎君 私は二三御質問申上
げたのですが、私のは今丁度和田君
と反対的な考え方方で御質問を実は申上
げたいところ思ふのであります。或る
程和田君の言われましたように、日本
の経済自立の態勢が整つてから外資導
入の問題を考へてもいいという、尤も
これも一応の考え方でありますが、日
本の経済自立を促進する意味において
外資の導入は多々益々弁ずると私は考
へております。そこでそういう立場か
ら考へて見まして今の如何なるものに
受入れるか、いわゆる日本の産業構造
の問題を和田氏が提案されたのであり
ますが、併しながら例へば鉄鋼業に非
常に必要だといふこと言つても私は鉄
鋼業には恐らく外資が入つて来ない、
又われ／＼が欲するところのものに必
ずしも外資が入つて来ないといふこと
であらうと思ふのです。そこでおのず
から産業の構造は大体の大きな大枠の
規模はこれはどうせどうしても産業構
成の観点から勿論安本において御計画
を願わなければならん。この点はこの
前のときにも和田氏から質問があつて
そういう問題が提起されたときにも
私申し上げたのですが、これは計画的な
一つの規模を掲げるといふことは必要
であらうと思ふのであります。ただ
併しながら産業の構成はおのずから
グライース・ファンクシオンと、そうして
おのずからの需給の關係によつて決定
される、而もそれは日本の輸出市場を
中心として構成されることだと私は考
へるのであります。そういうふうなこ
とを別といたしまして、とにかく外資
が入つて来ると、入つて来るために
は、これを促進するために送金の手続
その他についてこの規定を設けられる

……、そういうことで私共は行ける
と考へておるのであります、若しこ
ちらが一応そういうことを決めまして
も、現在の日本の状態で直ちに決めた
ものが当然外国から来るというふうな
こと、或いはそれに努力するというこ
とは……、決して努力を惜しむもので
はございませぬけれども、はつきりと
決めてかかるというふうなことは、な
かなか現在の情勢としては困難だと思
うのであります。

ということとは私は非常に賛成でありま
す。ただ問題は何故に……今もたまた
ま触れられた申に入つておるのであり
ますが、何故にこれは認許可をしなけ
ればならないか、この点について私は
非常に疑問を持つてゐる。外資が仮に
欲しない方面に入つて来ると仮定した
しましても、とにかく外資が蓄積のな
い日本の中に何らかの形で外資が入つ
て来る、ということとは私は歓迎すべ
き間である。これが全然日本の産業に役
立たない、或いは日本の自立態勢を妨
害するといふものでは私は絶対にない
と思ふのです。これを産業を認許可に
するといふためにここに第八條に基準
が設けてありますけれども、この基準
たるや、これは一と三の間には大きな
矛盾がある。二と三の間にも大きな矛
盾がある。これをどういふふうに決定
するかという問題になつて来ると非常
なそこに混乱が起るのじやないかと
私は考へる。外資の標準を決定する場
合に、果してそれが妥當であつたか、
公正であつたかという問題についてい
ろいろの問題が起ると思ひますので、
むしろ認許可でなしに自由にただ
届出にするということに考へることに
方が至當ではないかと考へると思ひま
すが、この点について政府の御見解を
はつきりして置いて頂きたいと思ひま
す。

〔理事帆足計君退席委員長著席〕

○國務大臣(青木孝義君) これは御質
問御尤もでございますが、第一條で日
本経済の自立或は健全なる発展とか、
或いは国際收支の改善というように言
つておりますし、若しそれに違ふよう
な資本の投下がありました場合には、
は、こういうことになりますと、そう

いふものについては選択しなければな
らんとこういうことになりましますのに
拘らず、第二條では、我國に対する外
国資本の投下はできる限り自由に認め
られるものとする。これは第一條と第
二條とは全く表裏と申しますか、運
営の上ではできるだけ外国資本の投下
は自由に認めるといふ心持を現わして
おるといふふうに御解釈を願ひたいと
思ふのであります。我々もできるだけ
け外国から投資されるもの、それは迎
えたいといふ考へを持つております
が、併しながらそういう場合において
も一応認許可制にいたして置きますこ
とによりまして、又それは同時に外国
への送金等もその認可されたものにつ
いては自由に送金もできるというよう
なふうな点を関連的に考慮いたしまし
て、一條と二條とが何かちよつと表面
的に見ますと矛盾したかの如き感があ
ります。これは表現の点では私共
ちよつと最初はどういうことを考へた
のでありますけれども、併しながら
我々の気持ちにおいては、おつしやるよ
うにできる限り自由に認めたい、まあ
運営の面ではできるだけそういう点は考
へて参りたい。併しながらこれも委員
会が構成されておりますので、更に
その下部の構造をいたしましてはそれ
ぞれ委員会に繋がることの名省の関
連した事柄もございしますし、関係の
方面に対してはそれ／＼了解のできる
ような仕組になつておりますので、
稲垣委員の御質問の御趣旨なり御希望
なりといふものは大体においてこの中
に織込まれて行くものと解釈をいたす
のであります。併しながらそれぞれ
の條項で認許可、認可、或いは許可と
いふふうになつており、届出の部分

少いといふこの條項から見ますと、
只今の御質問が出ることも御尤
もだと思ひますが、私共の考へ方と
しては今申上げたやうな考へ方での
法案も作つた大等でございます。

○稲垣平太郎君 只今安本長官の御答
弁で大体了承いたしました。この点
は一つ、或る意味においてなか／＼外
資が導入されるというところは困難な問
題である、殆んど今日まで實際的には
導入もされてないやうな状況であり
ますので、できるだけ導入されるため
には煩瑣な手續を除くということが私
には最も望ましいことだと存じます。今
お話のやうな、大体においてこれをこ
の第一條に書いてあつたやうな順でお
通しになるんだとどういふ御説明であ
りますので、どうかその点を特に御留
意を願つて、かような方向に一つお進
めを願ひたいと存じます。

それからその次にお尋ねしたい点で
あります。この第八條の問題が非常
に法文の上ではつきりしないように私
は思ふ。それは一、直接又は間接に
国際收支の改善に寄與すること、と、
それから三、重要産業又は公益事業
に關する従来の技術援助契約の更新又
は継続に必要であること、と、そこで技
術を導入する場合に、向うは金
銭的な資本は投下しない、技術を提供
するの、先ず第一に技術料を拂
うといふことで、出るものだけが出る
といふやうな契約が今後私は相当行わ
れて行くと思ふのであります。そうす
ると日本の国際收支の上にはこれはマ
イナスになる、こういうことになりま
す。或いは将来これによつて技術が改
善されて、国際收支の上に非常な寄與
をするんだとどういふ大きな立場から

はそれもいゝのであります。併しな
がらそれはいわゆる各売上げに対する
ところのロイヤリティーを拂ふとか、
或いはそういうたやうな契約でありま
す。と、實際に効果が挙つてからこの技
術料を拂ふといふことであります。か
ら、まあ一応一との間に矛盾はいたし
ませんが、先ず第一に、仮になんらか
の今後すべての持つてゐるところの特
許なり、技術なり、或いは経験なりを
供與する、それに対して、先ず予め一
つのそれに対する報酬として何千ド
ル、何万ドルを拂ふとどういふ仮に契
約があつたといふした場合には、
これが果して効果を生むのか生まない
のかは将来の問題である。そこで一と
三との間にどうも国際收支の改善だ
といふことが直ぐ言えるか言えないかと
いふやうな問題になるのであります
が、そういういわゆる技術の導入とい
うことが今の日本の産業界にとつて
は最も必要なことであつて、そう
して国際收支の改善に直接直ぐ直ちに
寄與する寄與しないといふことより
も、技術的な改善といふことの方が重
大問題であるといふ見地から考へて、
どうも一と三が矛盾するやうな、矛盾
といふことはありませんが、これを決
定される場合において、非常に判定が
困難になるといふように思われるので
あります。その点は如何であります
か、その点お伺ひいたします。

○國務大臣(青木孝義君) 今おつしや
いましたように、そういう矛盾も或
いは起る事柄も起つて来ることがある
かもしれませんが、大体御承知の通り七
條と七條の二で申しておりますやう
に、外国投資家からの技術援助を希望
する技術の種類を公表する、発表しな

ければならん、そして外資委員会はこ
の規定により公表した技術の種類を随
時変更することができるといふ規定が
ございします。これはなか／＼むずかし
い問題ではありますけれども、そう
いふ意味で必要な技術の輸入というよ
うなことについても、できるだけ検討
いたしますし、又同時にこれは外資
に關係もございしますから、直接又は間
接に国際收支の改善に寄與するとい
ふこと、今おつしやるやうな第三番目
の問題とは、これはどちらも抽象的に
掲げてありますので、これを決する
といふことは相當深い配慮を必要とす
るということにならうと思ひますが、
そこでこれは四年毎と言ひますが、
或いは、それ／＼一定の期間内で、外
貨の關係等とも眺み合せて参ります
關係と、もう一つは、その効果が早く
それか、遅く参るのか、早く参れば
それが分るけれども、なか／＼参ら
ないやうなものといふものはどうなる
かといふことになりましますけれども、こ
れはやはり技術の性格によつて違つて
来るのであります。これが我が國の
国際收支の改善とならないやうな場合
といふことは、今おつしやるやうに目
前のことと、将来のことと、そういう
ことになりまします。できるだけそれ
は将来必要であるといふことから参り
ますので、恐らくその期間等について
も予定をして技術の導入等を図るとい
ふことになりましますから、余り大き
な矛盾は起らないだらうといふふうに
自分は解釈をいたす次第でございま
す。

○稲垣平太郎君 今の御説明でありま
すが、先ず第一に第七條の技術援助を
希望する技術の種類を公表するとい

うのですが、第一にその技術の種類が、如何なるものを希望するかという事は、これはいづれ民間に聽かれるなり、或いは御検討なさつて決められると思うのですが、これは私はこういうことに局限してしまふということのために、折角入つて来るところの外資が入つて来ない場合もあり得る。入つて来べき技術が入つて来ないという場合があり得る。この点も御質問しようと思つておつたのですが、そういう点も私はあると思うのでありますが、先ずその点については、これでどうしても公表しなければならぬという利益がどこにあるのか、私はその点非常に疑を持つてゐるんですが、援助希望の技術でなくとも、技術は如何なる技術であつても私は入つて来て一向構わないので、それを決められる外資委員会が、それを決められるということとは、私は甚だどうも入つて来るべき外資を局限するということにもなる。入つて来るべき技術を局限することにもなると思ふのですが、この点どういふ御意見か、伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(實業正機) 第七條で我が國が技術援助を希望いたします技術の種類を公表いたすことにいたしてありまして、この公表いたしました結果、そこに掲げられておらない技術が折角入れようとしても欲しておらないじやないかというところから、入りにくくなりはしないかという御質問であります。どういふものを公表いたしますかどういふことにつきましては、お話にもございましたように、できるだけ各方面の意見を網羅して、落ちのまないように総合的に公表いたす考であります。公表いたしました技術

術のみを認め、それに漏れてゐるものは絶対に認可しないというようなことは契約いたさないものでありまして、ただ公表いたします趣旨は、貿易でもそうでありますが、いわゆる貿易等が非常に貿易の伸長に邪魔になつておるというようなことで、外資の導入につきましても、一体日本がどういふたものを希望してゐるかというふうな情勢が相手の國に分つておらないというふうなことが、話合が成立いたしますまいに非常に事はかばかしく進まないというふうな懸念もございしますので、一応どういふたものは日本は好んでおるのだ、欲してゐるのだということを公表いたすのが適切であらうかと考えまして、こういう條文を設けたわけでございます。

○稻垣平太郎君 技術の導入について政府が一々世話される、或いは仲介の勞を採られる、こう言つた場合には、この規定も私は結構だと思ふのでありますが、凡そ外資の形において技術が導入される、こういう場合には日本の産業界の当事者と、向うの言つた方面の同じ種類の産業界の人達が何らかの形で話し合つて行われるものかと思ふのであります。従つてこれを種類を決めて置くと、それ以外のものは話合がでない、却つて制限するといふ形に私は落着く處がある。凡そこう言つた外資導入の話は政府が仲介したつてできるものではありません。兩國の間の業者同志が真剣になつてこの問題に取組むといふときに初めて技術の導入はできるのであります。却つて公表がでんとか、公表しなければならぬ技術が入つて来ないのだ、こういうものを日本は希望してゐるのだ、

そんな生易しいものではないと思ふのであります。却つてこういう第七條の規定があることは技術の外資導入を邪魔こそすれ、促進には一向ならない、そういうふうに考へるのであります。そういう点は私はもういつた規定があることは甚だ遺憾だと存じております。但しこれは意見の相違になりますから、それ以上は申し上げません。

○政府委員(實業正機) その技術を御使ひまして出来上りました製品に対する割合に對して決定せしにインシヤル・ペーメントといふような形で包括的に最初外資を相当多額に拂ふといふケースも、お説の通り確かに考へられる事柄でございまして、現実にそういう問題が起りました際、そういう契約の我が國の産業に及ぼす効果、又そういう技術を用ひました結果、その製品の輸出の状況、それによつて外貨の獲得にどういふ影響を與えるか、國際收支の改善にどういふ影響を與えるか、そういう点を総合的に審査いたしまして適切なものであれば勿論認可いたしたいと考へておる次第でございます。

○稻垣平太郎君 そこで私は一番初めに戻つて、もういつたことを一々外資委員会が判断される、これが認可を判断されるというところは非常に私は矛盾が出て来る、その場合に實際に外資委員会が考へられたことと、産業家自身が苦勞して直接に相談し合つて考へた考へ方との間に非常に大きな隔りが出て来るんじゃないかということ私は心配いたしておるのであります。そういう意味で私はこれは認可に非ずして届出主義を主張したゆゑんであります。これはさつき意見の相違になりましたから、その点はこの程度にいたして置きます。

そこで次に御質問いたしたいことは、今の第八條にいたしましたが、その外のところに時々出て来るのであります。外資委員会、或いは又大蔵大臣がこの認可の標準を先ず決められることになつております。それから例へば、一の場合も二の場合も同じこと、例へば三の「日本經濟の復興に悪影響を及ぼすものと認められる場合」、こういう場合も大蔵大臣が基準を決める、外資委員会が決められることは勿論であります。むしろこういうものは安本長官なり或いは通商産業大臣がこれに加はれることの方が至当であつて、どうもここに大蔵大臣が出て来ているということが私は非常に不可解なんです。この点はどういふきさつになつてゐるのですか、はつきり承りたいと思ひます。

○政府委員(實業正機) 外資委員会と大蔵大臣の認可の権限でございまして、技術援助契約の締結、それから株式の取得につきましては、この法文にございまして通りに外資委員会のみが固有の権限に基いて認可いたすことになつております。社債に對する投資、或いは貸付金契約といつた形で外資が導入されまゝ場合には、從來と同様、これは金融的な面が相当ございしますので、大蔵大臣が許可するということになつております。ただその際海外の投資家が同様な外資の導入の件について異つた二ヶ所の窓口があるといふようなことがありましては非常に不便であらうということが予想されますので、その点につきましては十三條に規定いたしております通り、外資委員会に認可を申請する書面を出せば、それだけで大蔵大臣へは改めて許可の申請をする必要はない。ただその場合にも大蔵大臣は觀念的には許可をいたす建前になつておりますので、一応二、三のところにも大蔵大臣が出て参つたわけでございます。

○稻垣平太郎君 そうすると、今の御説明によりましますと、例へば第二項の場合に、一、二、三の條項については外資委員会が認可をするんだが、四の社債或いは貸付金債券云々のものについては大蔵大臣だ、こういう意味でございまして、もう一遍念のためにはつきりして置きたいと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) この八條第二項の一、二、三が外資委員会、四が大蔵大臣という意味ではございませんで、この第二項に掲げましたのは消極的な認可許可をしなければならない場合の基準でありまして、一と二、三はあらゆるケースについて共通の問題でございますが、四の基準は社債貸付金に対する投資、株式又は持分の取得というように場合に限られた基準でございます。この場合はそれに使われます日本円貨について一定の条件を付けたわけでございます。従いましてこの四は特殊な場合についての條文でございます。先程私が申し上げましたのは、今度は社債貸付金だけにつきましては、権限が、従来通り大蔵大臣が持っておりまして、形式的には大蔵大臣が許可をいたします。但しその場合でもこのケースだけについて大蔵省へ参りますというふうな窓口を二つにするという考を改めまして、社債貸付の場合にも一定の条件はございますが、多く場合外資委員会に認可を申請すれば、それで大蔵大臣への許可は改めて必要がない。許可申請はそういうふうに必要なはございませんが、観念的には大蔵大臣が社債貸付金については許可をいたします関係上、この大蔵大臣の許可は消極的な基準のときは大蔵大臣がやるわけであります。

○稲垣平太郎君 この第八條の書き方によりまして、今の説明で四の社債云々のところは、従来も権限を持つておるから大蔵大臣がこれに対して認可の何を持つておる、或いは認可可をしなければならないことを大蔵大臣が決めることになつておるんです。

○政府委員(賀屋正雄君) 勿論大蔵大臣が社債貸付金について許可をいたします場合にも、この第八條に書いてあります第一項一、二、三、それから第二項の一号、二号、三号、これも基準としては適用されるわけでございまして。ただそれ以外、例えば技術契約でありますとか、株式の取得につきましては大蔵大臣は権限を持つておりませんので、そういうケースにつきましてはこの基準の第一項の一号、二号、三号も、更に第二項の一号、二号、三号も適用されることはないという結果になるわけであります。

○稲垣平太郎君 外資委員会には大蔵大臣も御出席なさることになつておるのでございませぬ、これは。そうだとするわけであります。

○政府委員(賀屋正雄君) これは別途提出いたしておりますが、大蔵省を代表する職員一名が入られることになつております。

○稲垣平太郎君 それでわざ／＼ここへ大蔵大臣というものを記載しなければならぬということについては、私は非常にどうもはつきりしない点があるのですが、私はむしろ若しこれを記載しなければならぬならば何らかの関連において、例えば安定本部長官なり或いは通産大臣なりというものを一併ここに書き上げて行かないと、いろいろな従来の仕事の上から言いますと問題が起つて来るんじゃないか、例えば、基準を決める、重要産業或いは公益事業とは何ぞや、こういうような問題に對しましては、安定本部長官なり或いは通産大臣なりがやはり基準を決める従来の権限を私は持つておると考えますが、そうなるという外資委員会各省の關係が調整されておるものだと存するのであります。それを特に大蔵大臣をここに記載された意味が私にはどうしてもはつきりいたさないんですが、その点は遺憾だと申上げますが、議論しておつても仕方がありませんから、この点は甚だ條文としても面白くない、かように考えます。尙私ばかり質問いたしますから、又……

○政府委員(賀屋正雄君) ここへ大蔵大臣だけ出て参りましたのは、先程来御説明いたしておりますように、決して基準を決めるのは大蔵大臣と外資委員会が決めるということではございせんのであります。この十三條の關係におきましてここへ出て参りました、法制技術的な点でこういうことになつたのであります。

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始めて。それで質疑は途中でありますが、この辺で一応休憩いたしまして午後適當な時間に再開することに御異議ありませんか。

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

その問題をも含んでおるのですか。

○國務大臣(青木義典) それはやはり含んでおるものと考へます。

○和田博雄君 それからこれは三條になると思うのですが、もうこれは誰かお尋ねになつたかと思うのですが、外人といふ中で、中国人なり朝鮮人なりといふものは一体どういうふうに取り扱われるのですか。

○政府委員(實屋正雄君) この法律の適用につきましては、朝鮮人、それから中国人、殊に台湾人については、やはり取扱われるのでありますが、昨年の三月に出ました政令五十一号によりまして、朝鮮人は原則として日本人と同様な取扱をしております。これに反しまして台湾人は外国人と同様な扱をいたしておるものであります。中国人、これはもう完全に外国の籍を持つておりました、(もつとはつきり言つて貰わなければならぬ、大きな声で、少し外が騒々しいからと呼ぶ者あり)外国人の取扱をいたしております。今度の外国投資家の定義につきましても、大体この五十一号政令の關係をそのまま踏襲することにいたしております。

○和田博雄君 それからこの第四條ですが、第四條は、大蔵大臣が政令で定めるところによりて、対外の貸借と、收支に関する勘定を作成するということになつておるのでありますが、これと外国為替の予算、外貨予算との關係は一体どういうことになるのでしょうか。

○政府委員(實屋正雄君) 御承知のように、外貨予算は年間の見込を立てますが、主として四半期別にその間の外貨の收支の見込を立てておるわけでありますが、この第四條で予定してあり

ます貸借に関する勘定は、この資産、負債、対外的な資産負債の現状が常に把握できますように、過去のものを網羅いたしまして、いわば対外的な貸借対照表のようなものを作ることを予定いたしておるわけでありまして。この政令で予定しておりますのは、目的といひましては、国際收支、国際金融の調整をこれによつてやる、こういうこととありますが、これによりまして、為替管理を實行いたして参ります上に、資料として負債と資産の状況を常に把握いたしまして、為替管理の運営を効果的にやつて行く。こういうことを予定してあるわけでありまして。この勘定の構成として考へておりますことは、國際の經常勘定と資本勘定に分けて考へてございまして、國際的な經常勘定におきましては、対外取引に伴います商品、それからサービスの移動を網羅いたしまして、資本勘定の方におきましては、我が國の對外的に生じました資産と負債の発生、変更、消滅といったような事項をすべて網羅いたしまして、資本の移動を記録して参りたいと考へております。その外、元本の償還、利子利潤の收支、どういふ時期にどういふ項目でこれらの支拂が行われるかというふうな状況が明かになるように、國際收支の計画を作成いたした資料としてこの数字を集めたいと、かように考へております。大体これは毎年十二月末現在において決算を行ひまして、内閣へ報告をするという考へてあります。

○和田博雄君 そうすると、四條で作る対外的貸借なり、收支に関する勘定表、これは年に一遍作るのですか。そうでなくて外貨資産と同じように四半

期毎に作つて、この四條の勘定かとかに、大体外貨勘定の予算の中に組込まれるのですか。何か内面的にどういふ勘定になるのでしょうか。ちよつとそのところが解せないのですが、その点をお聴きしておるのですかね。

○政府委員(實屋正雄君) この勘定は大体年に一回作る予定にいたしております。外貨予算の方は、まあ將來にいつての見込でございしますが、これは主として、これを資料として將來の見込を立てて行く外貨予算編成の資料です。

○和田博雄君 だけどもなんでしょう。第六條で結局向うへ拂わなければならぬ、外國の投資家に対して支拂わなければならぬ利潤、そういうものの額は結局外貨予算に計上しなければならぬでしよう。それが年に一遍これを作ることになつて来ると、仮に一九四九年というように、四九年度のやつは年度の終りに一遍だけ作つて、それが今度は五十年度の外貨予算の中に組入れることになつて来ると、こういうことになるのですか。その關係はどうなるのですかね。

○政府委員(實屋正雄君) ちよつと私の申し上げ方が舌足らずでございしましたが、御指摘のように、常にこの勘定を睨んでおまして、將來に向つて負債超過になるような虞れがあります場合には、これに基いて内閣に警戒を發し、新しい方針を決めて、それに基いて外貨導入その他の海外措置に関する行政処分をやつて行くわけでありまして、常にアップレグメントの資料は持つておるわけでありまして、これを実績として締めますのは、毎年一回十二月末で以て定期的に締めて報告す

る。外貨予算そのものとは、勿論外貨予算は……。

○和田博雄君 僕は靜態的に聴いておらない。動態的に考へて、とにかく一年を区切つて見ますと、これによつて仮に外資があるか前提して見て、一年の中に何月あるかというとは分らない、自由だから……。併し何月かにはあるのだね。そうすると、そのときは外貨予算といふものを一四半期毎に組んで行くわけですから、結局出て来た拂わなければならぬ金は外貨予算に組んで初めて向うに拂うということになるから、外貨予算によつて生じたところのマージンなり、向うに拂わなければならぬ債務は、外貨予算でどこかに決まなければならない。一体それをどこへ組んで行くのか。一年一回ずつ組むのか。或いは第一四半期なら第一四半期毎というように組んで行くわけですか。その動きをちよつと考へて置かなければならぬと思うのですが、その動きがどうなつてゐるかというのを聴いておるのですかね。

○政府委員(窪田智君) 今の御質問でございしますが、大体今考へておりますのは、契約等は認可になつておりますので、そういう場合にどういふ契約を結ばれたかということが分るわけでありまして、それを集計いたしまして、そうしてその都度貸借の両面のバランスを取つて、勘定を全体のアップレグメントの状態に維持して行くわけでありまして。そうしまして外貨予算の方は四半期毎に組んで行くということになりますと、その次の四半期には外貨予算にどれだけの資金の額を組めばいいかというところがこの勘定を通じて分ると、こういうことになつたといふと、こ

ういうことでこの勘定の案を組んでおります。

○和田博雄君 それだから四半期毎に組んで行くのか、一年だけを通じて、予算的に一遍やるのかというのだよ、四條の方は……。

○政府委員(窪田智君) それは四條で内閣に報告しなければならぬということになつておまして、この報告をするために決算を締めるのが年に一回となつておりますが、勘定そのものは常時帳簿に掲げて行くという、謂わば会社のバランスシートを決算期毎に締める、併し毎月資産表を作る、或いは常時伝票によつてこれを作るということにして、帳簿を保持して現状を把握して行く、こういうことになつております。

○和田博雄君 現状把握ということとは分るけれども、なぜ僕はそういうことを聴くかといふと、外貨予算の面で仮に赤字が出るような場合でも、やはり外貨予算に組んで行くのでしよう。そうするとどういふことになる。第一四半期毎に外貨予算を組むんだから、仮に第一四半期だけを考へれば、成る程或る場合には赤字になるかも知れません。併しそれを第二四半期、第三四半期を延ばして行く、この年間を通ずればこれから出る場合は赤字になる場合も出て来るわけですね。そういう場合にはやはりこれを動態的に考へなければならぬと思ひますが、靜態的に年の末にもう一遍報告する、これは非常に靜態的に考へた報告である。政府は外貨予算を組んで輸出振興をやり、いろいろなことをやつていて、外貨の為替管理法によつて外貨をうまく押さえてこれをやつて行くとするには、どう

してもこれは一つの大きな要素になる、或る場合には外国為替の管理法でも排除するような規定もあるのだから、ただ何と外貨予算の中にこれがうまく組入れられて行かなければ工合が悪いんです。そのところがどういう形でそれが結び付くのか、この條文だけからは余り分らないわけですが、それをどういうふうにお考えになつておるかという事です。まあそれはもう少し研究して貰うことにして、僕はこれが運営されるようになったら問題になつて来ると思ひます。片一方は大蔵大臣がやり、片一方は外資委員会であり片一方は外国為替審議会であるという事になつておつて、三つになつておりますから、そのところはうまく行くものかどうか分りませんが、その点ちよつと……。

○政府委員(澄田智喜) 今の点ちよつと補足して御説明申し上げます。今の問題ですが、外貨予算の資料は關係審議会で關係の行政機關の資料提出を要求するといふふうになつておまして、大蔵省の方ではこの規定に基づきまして勘定を作成いたしました、そして先程申しましたように、内閣に報告のために締めるのは年に一回であります、勘定そのものは常時集計しておりますので、四半期毎に外貨予算を組む前にその数字を關係審議会の方に連絡する。それによつて關係審議会の方はその次の四半期の送金の必要額を予算に計上する。大体こういう仕組みで行うかと考えております。

○和田博雄君 それは私はまだ十分には了解しませんが、というのは外貨導入というものが比較的これは自由に任されておるわけであつて、そういうこと

とを、僕は今日冒頭に聞いたように、或る程度の予想、どの程度に一年間に入つて来るかという予想がお付きになつておると思つたところが、それが余り付いていない。實際に言つて組み方がない、どれだけ一体元利支拂したらいかがとかというふうなことにいつて、それが本当に明かになるのは一体どの点で明かになつて、そこでどこで予算に加えるかという事は僕には理解できませんが、もう少しそのことを御研究願ひたいと思ひます。

それから次に移りますが、今の点とちよつと関連するのですが、この五條の關係で行くと、これは例えば、非常にこの支拂超過になつてしまつた場合とか、支拂の困難な場合でもとにかく処置を付けて、そうした債務について外貨債から優先的に向うへ拂うわけですね。そうするとその關係から行く、或る意味から言へば輸入資金を結局食つてしまふことになるわけだから、そうすると日本の輸入については非常にそれだけ影響があるということになるのです。国の全体の外貨予算が非常に赤字になつて行つておるような時といふものは、むしろ輸出が殆んど伸びないで苦勞をしてゐるといふ時なんです。その中から外貨資本だけ優先的に拂つて行くといふことは、これはどうですかね。その点はどういうふうにお考えですか。これは非常に外資の優遇と言へば優遇ですが、少し我々としては割り切れないものがありますが、又碎いた話はそんなですけれども、僕らにはちよつと割り切れない。僕の聴きたいことは、一生懸命輸出振興をやつても輸出振興はうまく行かん、貿易尻は赤字である、併し日本に対してこの

條文によつて國際收支の改善、日本經濟の自立に寄與するといふ政府の外資委員會の認定でこれを入れたものが赤字が出るようであれば、國際收支の改善に寄與しなかつたことになるんだが、そういう場合にやはり依然として優先的に拂つて行く、こういうことはちよつとどうも僕らには感心し難いわけですが、その点はどうなんですか。そこで一体優先する必要があるのかどうか、その点どういふように政府の方でお考えなのか、その点お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(實屋正雄君) 外資の導入についての見込の問題につきましては今朝程も話が出まして、的確に幾ら將來という期間に亘つて入るかという見込は、なかなかこれは、相手のあることでもありまして、見込は付きかねるものであります、大体我が國が輸出で稼ぎました外貨の總計に比べますれば、入つて参ります外貨の総計に比べますと利子、利潤、特許料の形で出て参ります外貨はそう大きな比重を占めるものでもなからうかと考へるのであります、これは見込であつてどういふことに相成るか分りませんけれども、それともう一つは、外資が入ります際には、大体一條にもありますように、又八條の準備のところにありますように、直接間接に國際收支の改善に寄與するものを入れる、而もその優先順位をいたしましては、國際收支の改善に有効に寄與するものを優先させなければならぬ。といふことにいたしておりまして、將來の見込違ひといふことも全然ないといふことを保証いたすわけには参りませんが、大体こういう基準によりまして慎重に導入を決

定いたしました際に審議をいたしましたし、大した見込違ひがなければ外資の導入の結果利子、利潤といふような形で出て参りますが、導入自体が外貨を稼ぐといふ關係もございまして、私共といたしましては、そう將來これによつて輸入資金を圧迫するといふような事態は起らないのではないかと、いふに考えております。

○和田博雄君 その点が非常に問はず語りのうちに矛盾になつて来る。といふのは、日本としては外資を日本に導入して貰ひたい、國際收支の改善なり、或いは自立に寄與するものについて導入して貰ひたいと、こういつておきながら、實際は利子利潤なりをサービスとして拂出すものは極く僅かであるといふことは本質的には余り沢山なものは入つて来ないといふことになつて来る、そこが非常に私共が考へて矛盾だと思つて置いても、大体一応そのまゝにして置いても、大体直接間接に國際收支の改善に寄與するといふ資本は、政府としては、どういふ産業部門に行く形態の資本を差當つては想定されておるんですか、安本長官如何ですか。

○國務大臣(青木義典君) 今ここではつきり申上げるわけにも参りませんが、我々が希望して、差詰めこれといふようなものは、例えば技術の援助契約、そういうものでありますし、又その他でできることならば長期の資金といふようなものが投資されることを希望しておるわけでありまして、併しそれならばどういふものにといいふことになりまして、その対象が外国人に取つて好ましいものであるかどうかといふことになりまして、日本側の希望はこうい

うところにあるけれども、併しながら向うではそういうものではと、こういふこともありましようし、今度外資が大幅に導入されるといふようなことについては我々は期待しておりますけれども、それでどれだけ何が来かと、こゝ言われてもどうもそれはまだ分りません。ただ問題は、こういつたような問題もあるであります。開發計画といふようなもので我々のところへ話を持つて来られておるようなもので、例えば電力の開發に伴う産業計画と言ひますか、そういうふうなもので向うと話合つておるものがある、そういうふうなものが二、三我々の耳にも達しておるものであります、それならばそれが具體的にどこまで行つてゐるかと言われれば、日本としては非常に希望したい、そういつてもまだいろいろな調査を遂げなければならぬ、そういうことになつておるもの、差詰めこの日本の国内の産業人とか、或いはその他いろいろ計画に基いて外資を導入したいといふようなものが、今のところそう具體的なものは余りございませぬが、ともかくも民間投資のことでありますから、先程申し上げましたように向うとの話合いがうまく行かなければならぬといふことがどうも前提になつておると思ひます、さういふわけで、今ここではつきりいふものがある、こゝいふものはすぐ来るやうになつてゐるといふやうなものをこゝで申上げるやうなことはちよつとできない状態にありますが、まあいろいろなパターンであるとか、技術の導入といふやうな点は相當に期待をしておるやうな次第であります。

○和田博雄君 安定本部にはどうか知れませんが、例えば通産省であるとか、或いは大蔵省、ちよつとどうかと思ひますが、そういう外国の技術とか、どう技術を一導入したいのか、又そういう技術の導入を欲するかといううなことの調べは、大体の調べはあらかじやありませんか。それがないとおかしと思ひ、外資の導入の問題の研究をやるのに……それは若しもあれば出して頂きたいと思ひますね。安本或いは通産省くらいにあると思ひますね。例えば、石炭なんかにしても、繊維にしても、それからその他いろいろなこま／＼した産業にしても、技術の導入に關してあると思ひますね。

○政府委員(賀屋正雄君) 今度の法律の第七條にも我が國が援助を希望いたします技術の種類は公表いたすことにいたしております、この法律が通ります、これによつて公表することになるのでありますが、午前中もちよつと触れましたように、これは官庁方面におきまして用意をいたしますのみならず、できますれば民間の業者で、具体的にどう技術を欲しているかというふうな希望も徴し、又技術關係の民間の諸団体の意見等も徴しまして、できるだけ総合的なものを公表したいと思ひておるのであります。只今通産省等においても極くあらましの案は只今研究中でございますが、正式の公表といたしましては、法律が通過いたしますれば、第七條の條文の適用として公表したいと思ひております。今準備をいたしております。

○和田博雄君 これは外資委員會の設置の方について最初に私安本長官にお

聴きたいのですが、委員の中に農林大臣が入つていないのと、それからもう一つ、委員の任期というのの一体どうなつてゐるのですか。

○國務大臣(青木義典君) これはこの間ちよつと私も、最初のことでありましたから何でしたが、御承知のようにこの設置法を設けますときに、なるべくこれは簡潔に行こうとやないかということ、一々ここに何々省何々大臣というふうな挙げますと、それ／＼關係が深いし、お説のように農林省に關係が深いことはよく分つておりますが、外貨の方で、外國為替及び貿易管理法の方にござります、これは農林大臣も、その審議会の委員になつておるとを記憶いたしておりますが、この外資導入ということになりまして、直接に農林省に投資するといふような面がどうであるかといふような考もござりまして、それ／＼所管の深い拘りを持つておる主務大臣はいくらも連絡がとれるといふ形になつてゐるから、先づここに掲げられましたような大蔵省を代表するもの、通産省を代表するもの、外國為替管理委員會を代表するもの、外國為替管理委員會を代表するものといふふうに一応いたしまして、そして尙民間から学識経験者を三人以内をお願いするといふ形でもいいやないかと思つて、かようにいたした次第でございます。期限の問題は、これは運営の面で適當にやつて行つたらばよろうといふことで考えまして、もう一つは任期を規定はいたしませんけれども、一般職の公務員として公務員法の適用を受けるということ、この官職に必要な資格性を欠くときには本人の意に反して免職できるというようなことも考えられますので、かような任期を

記さないような形に相成つております。

○和田博雄君 農業關係に対する外國資本の投資といふものは非常に少いだろうという御認定ですが、併しやはり日本の農業は近代化したり、或いは農業を基礎にしたい／＼の食料品工業であるとか、いろ／＼なものがあるのですね。實際今後の日本の農業については僕は、或る意味においては外資等は考えられると思ひますけれども、たゞどの大臣もその大臣も入れるということはいかんと思ひますけれども、日本のような場合には、やはり通産大臣、大蔵大臣だけですべての産業問題を代表させるという考え方が私はどうも偏り過ぎておるのじやないかと思ひますが、これは意見になりますからこれ以上言いませんが、ただこの法案を見まして、外資委員會の認可は……、大蔵大臣の許可、認可はこれはダブつておるような感じが非常に強いのですが、これはどちらか一つに整理するわけには行きませんか。八條にしたつてみんな外資委員會だけでござらうものなの、まだ大蔵大臣がやることになつてゐるのですが、大蔵大臣といふのはこんなところまで出て来るもので本來ないのじやないかと思ひます。どういふものですか。この点はどういふ形になつておるのですか。別々に認可事項は違つておるのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) お尋ねの問題につきましては、本日の午前にも稲垣委員から御質問がございましてお答えいたしましたのでありますが、本法で規定しております認可事項といたしましては、技術援助契約と、それから株式持

分の取得の場合と、それから社債に対する投資、それから貸付金に対する契約、それから外資の入つて参ります形態を無体財産権、特許権といふような形で入りますものと、それから経営に參加いたします場合と、それから金銭的な債權者の立場にある場合と、この三つに分けて規定いたしておるであります。沿革的に申上げますと、外資委員會がこの三つの中で、昨年三月以来権限を持つておりましたのは、技術の援助契約についてと、それから株式の取得についてであつたのであります。

社債貸付につきましては、これは大蔵大臣の専管事項になつておつたわけでありまして、同じ外資の導入の案件につきまして窓口が二つに分れるといふことでは、海外投資が非常に不便を感じるであらうといふことから、この外資導入と目されるような貸付金、契約、或いは社債の取得につきましては、これは認可の申請は外資委員會にすればいい。この場合の觀念上は大蔵大臣の従来の権限を留保いたしまして、為替管理法的な面から社債なり貸付金の規制をして行くといふ必要がござりますので、その方の権限は裏には残つておるのであります。申請はただ外資委員會で窓口へ出せば、それで大蔵大臣に対して許可の申請をしたと見做すといふ十三條の規定を置いたわけでございます。従ひましてこの第八條の基準の規定のようなところには、大蔵大臣の許可が理論上存在いたしております關係上、やはりこの基準に従うといふことになつておまして、實質的には外資委員會の許可一本に統一されたような形でありまして、法文といたしましては、ここに大蔵大臣とい

う名前が出て来たわけでありまして。

○和田博雄君 そういふところは理論的觀念といふものは、抽象的なこの法を運用して行く上については、本當を言えよといふことだと思ひます。ただ從來の法体系で、一応そういうことになつていふからといふことだけですから、この法律に關する限りは、やはり簡便にやるにはやはり外資委員會にむしる任した方が、それで法律の体系を破壊するわけじやない、いいように私は思ひますが、そういうわけには行かんのですかね。こういうところまでも一々出て来て大蔵大臣が法文の上で許可だ認可だといふのをやる必要があるか。むしろ外資委員會の委員長か、総務長官なら総務長官がやることにして、それでいいのじやないかと思ひますがね。僕は非常にこの点で官庁のまだセクシヨナリズムが出てゐる感じが強いのですが、これはやはりそういう議論にならなかつたのかどうか、安本長官どうですか、この点は。

○國務大臣(青木義典君) この法文が成立いたしましたまでの過程におきましては、そういう意見もしばしば出ておつたことは私も認めます。併しながらその後漸く、成案を得まして、こういうことに相成つた次第であります。

感ずるのですが、それは外国為替なり、外国貿易の管理法というものの建前から言つてどうなんですか。このところは外資導入ということ、それから外国為替の管理、外国貿易の管理というものは非常に密接な関係があるのであつて、むしろ日本全体とすれば外国貿易なり、外国為替の管理法というものが元になつて外貨関係が運営されて行くのだと思ふのですけれども、さうすると二十七條もさうだし、それからもつと前に何か規定がありましたね、何條だつたか。そういうところが余程この外国為替管理法が外国の投資に対してはこれは簡抜け案みたいな形になつてしまふのですが、その点はどういうようにお考へなのか、やはりこれは海外の送金を確保するという建前を貫く上に非常に必要になつて来るのですか。若しもそういうことになつて来ると、可なりそこからごまかしが出て来ないでしょうか。例えば、今現に持つておるやつは、外国の資本が日本に來ない場合は当然この法律の適用はないのだけれども、將來の運営によつてはそんなものは簡抜けに行つてしまふというようなこともちよつとも抑えられないように思ふのですが、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) お説の通り、この法律によりまして昨年できましてた外国為替及び外国貿易管理法の規定を、排除と申しますが、例外的に規制を免れるような條文を置いておるわけでありまして、併しながらこの法律の主たる目的と申しますか、大きな狙いは実はそこにあるのでありまして、海外投資が入つて来るときには自由に入れますが、それに基いてこちらで生

じました利潤を一々その都度外貨によつて送る場合に、この為替管理法上の許可を申請するというものでは、非常にその回収についての不安があるからこそ、入つて参ります場合は、その代り非常に厳格なものと申しますか、一定の基準を設けまして、慎重にこの基準に合致するかどうかを審査いたしまして、そうしてこの基準に合致いたしましたものを導入するわけでございます。併しながらその導入いたしました以上は、この為替管理法上の煩瑣の手続を省いて行こう、そうして實際上外貨の送金が確實に行われるというのを確保しようというものが、むしろこの法律の狙いでございますので、そういう点で、この二十七條と、為替管理法で申しますれば重要な規定が實質的には外される。こういうような結果になつておるわけでありまして。

○和田博雄君 だから結局一旦投資された資本が、もう一遍日本国内の産業に再交付されるかどうかということ、向うの自由だということ、結果については、それからこの十三條ですかね。十三條でちよつとお聴きたいのですが、十三條の「当該取得が外資委員会の認可を要する他の事項」ともに「この外資委員会の認可を要する他の事項」というのは何ですか。

○政府委員(賀屋正雄君) この法律によりまして外資委員会の認可を要する事項は、十條の技術援助契約の認可、これは外資委員会の認可を受ける必要がございます。その外次の十一條で株式又は持分の取得、これもやはり外資委員会の認可を要する。その外、外資委員会の認可を要する事項といたしま

しては、昨年三月に出ました政令五十一号によりまして、土地でありますとか、家屋等その不動産を取得いたしました場合には……。

○和田博雄君 政令五十一号を指しておるわけですか。政令五十一号と一緒にされる……。

○政府委員(賀屋正雄君) 政令五十一号と本法の方……。

○和田博雄君 ものが一緒に行われる……分りました。これはちよつと技術関係を聴いて置きたいのですが、この八條の三号のお仕舞の方に、「従来の技術援助契約の更新又は継続に必要であること」という事項ですが、これは何件くらいございましょうか、實際問題としては、従来の技術援助契約の更新又は継続に該当する事項は……。

○政府委員(賀屋正雄君) ちよつと只今手持の資料を持ち合せておりませんので、早速調べてお答えいたしたいと思ひます。

○和田博雄君 契約條項が公正でない、こういうことをよくこの頃使うのですが、この場合どういう意味ですか。八條の二項の一号ですね。

○政府委員(賀屋正雄君) これは読んで字のごとくでございますが、法令違反に明瞭になるというところまで行かないまでも、契約の條項が信義誠実の原則に反しておるといふような場合を指すのです。

○和田博雄君 と言うことは、こういつたことの基準に当て嵌まるか、契約の條項の内容が、非常に、例えば日本側に不利であるとか、それから非常に條件としては苛酷であるとか、そういうつたような場合ですか。

○政府委員(賀屋正雄君) その通りでございます。

○和田博雄君 それから最後に罰則ですが、これは一体……罰則をたしか決めてあつたと思うのですが、これは條約がなくても、こういう罰則は外国人にも当然適用できるのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) この連合国人が法令違反を行いました場合は、その罰則の適用につきましては、告発をするかどうかの問題がございまして、裁判管轄をいたしましたのは、軍事裁判所におきまして当然日本の法令違反として採上げまして、連合国人に対して裁判を行う、罰則を適用することができるといふふうに解しております。

○和田博雄君 できるのですね、軍事裁判として……。

○政府委員(賀屋正雄君) そうです。

○和田博雄君 それから最後に外国為替、外国貿易管理法によりまして、例えば戰略物資についての輸出については、許可、認可を要するようにして、或る程度抑えて置く。この法で外国資本の投資の場合は、例えば、ソ連とか中共なんかから、仮にこういう目的選定標準に合つたものをやろうと言つて來た場合は、これは当然認めるのですか。大臣どうですか。ソ連なり、中共なりの資本が入つて来ようとしたときに……。

○國務大臣(青木孝義君) これはやはり條件に合致しておるような場合におきましては認めざるを得ないと思ひますし、認めるものと解釈いたしております。

○和田博雄君 條件に合致するとき……。

○國務大臣(青木孝義君) 認めらるべきものと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) ちよつと補足して申上げたのですが、指定通貨というものがございまして、方々で正当な対外支拂手段を、合法的に円貨と交換いたしました、その本邦通貨で以て投資する場合について優遇をいたしております関係上……。

○和田博雄君 それは何條だつたのですか。

○政府委員(賀屋正雄君) 通貨の種類によりまして取扱が變つておることがあると思ひますが……。

○和田博雄君 何條でしたか。

○政府委員(賀屋正雄君) 先程御指摘の十五條技術援助契約の対価その他の支拂につきまして、二号で一定の制限をつけております。

○和田博雄君 それがかね。まだいろ／＼ありますが、この程度にしておきます。

○委員長(佐々木良作君) 外に御質問ありませんか。

○権井康雄君 質疑はこの辺で打切つて、あのあれは明日に廻したら如何ですか。

○委員長(佐々木良作君) 一般的な、つまり総括的な質疑の打切は、出席の議員も少しいし、實質的に太体まあ質疑が終了しただらうくらいのことにして、明日、ですから成るべく早く討論採決に入れるように、一つ各派でも御努力願うというくらいのこと、今日は質疑を打切つたらどうかと思ひますが、よろしゅうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) ではこの際ちよつと私は政府の方に申上げておき

ますが、これは今まで大分質疑が行われて、そうしてまあ今大体質疑が終ろうかというところになっておりますのですけれども、私こうやつて聞いている範囲内では、質疑に対する答弁では、殆んど條文の解釈に属する以外には甚だ私は答弁として成つておらんとします。殊にこの法案が制定される一番ポイントが目的にあるので、目的に対する実質的な質問に対する答弁というのは殆んど実際になされてない。数字も殆んど示されてないし、先程の和田委員の質問にありましたように、恐らくこの目的から、この法案を通した方がいか悪いかのポイントは、表面にはこれを通せば外貨が、非常に外資が入つて来るという説明で、ところが今話を聞くと同時に、それはまあ輸入資金の圧迫にならん程度だろうというような話、而もその場合には具体的なデータなり、具体的な見通しは殆んど示されていない。それから又質疑の途中で行われた技術の種類の公表の問題にしても、和田委員の質問は、これを審議する際に必要であるから今政府で持つておるのなら出したかどうかという質問です。それに対して答えられたのは、第七條関係の一般公表の問題だけを答えられる。私この審議の途中でありますけれども、これまでの質疑に対する答弁に対しては非常に不満を感じておる。今後十分に一つもう少し誠意のある、内容のある答弁をお願いしたいと思います。

それからもう一つは、外国為替及び外国貿易管理法の際にも、この委員会でも問題になりました、質疑を切つて、そして採決にされて、委員会でも可決されたと同時に、各委員から、この法案につきましても官庁の権限の問題が非常に強く指摘されておつて、権限争いの問題が非常に強く指摘されておつた。そして又この法案の場合でも同様の問題が提案される経過にもありますし、そしてこの内容を見る場合にも、あちこちにそれを窺えるというような條項が沢山入つておる。同じ委員会として同様の問題を検討する際に、私は非常に遺憾に思つていることを申し上げておきます。

じゃ今日の委員会はこの辺で質疑を打切ることには御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) じゃ今日はこれで閉会いたします。

午後三時十八分散会

出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君

理事 西川 昌夫君

委員 帆足 計君

椎井 康雄君

和田 博雄君

池田七郎兵衛君

大野木秀次郎君

島津 忠彦君

田口政五郎君

稻垣平太郎君

奥 むめお君

国務大臣 青木 孝義君

政府委員 西村 久之君

経済安定政務次官 河野 通一君

経済安定事務官 (総務官房次長) 賀屋 正雄君

大蔵事務官(外資委員会事務局長)

大蔵事務官 (理財局長) 伊原 隆君

大蔵事務官 (理財局外債課長) 澄田 智君

四月二十九日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は四月二十六日)

一、外資に関する法律案

一、外資委員会設置法案